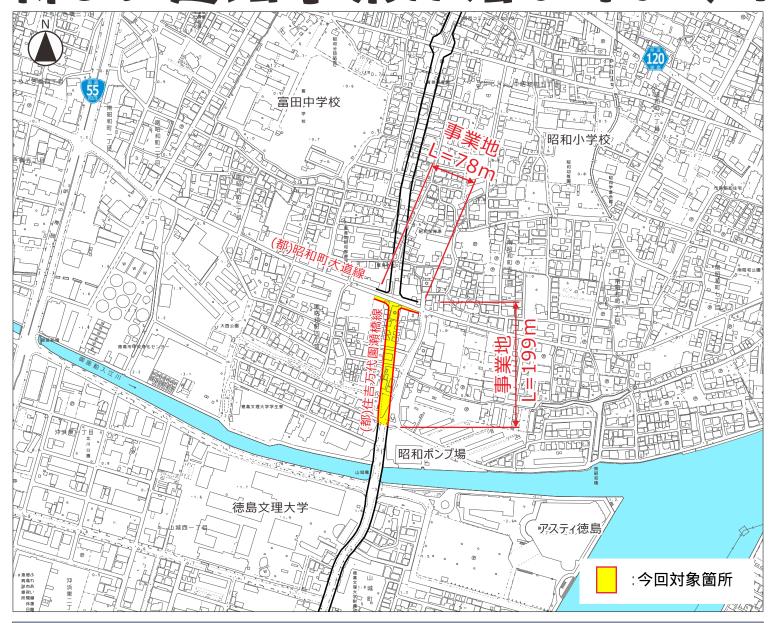
住吉万代園瀬橋線(南昭和第二工区)

新しい道路事業が始まります!



事業概要

「都市計画道路 住吉万代園瀬橋線」は、徳島外環状線を補完する徳島内環状線の一部となる路線であり、 徳島市内の慢性的な渋滞を解消するとともに、地域の連携強化によるにぎわい創出、防災・減災への寄与など、 多くの整備効果が期待される重要な道路です。

都市計画道路 住吉万代園瀬橋線				
道路区分	第4種第2級			
設計速度	V=50km/h			
幅員構成	W=16.0m			



事業計画認可概要

事業施行期間 R6.4.9(告示日)~R13.3.31

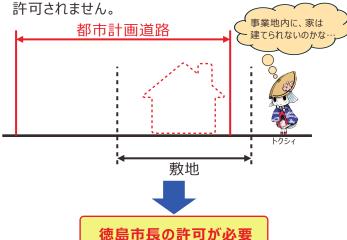
于木叶白m. 1mg				1101113(1131)	<u> </u>		
名称		名称	起点	終点	幅員	延長	
	番号		路線名		₹₹無	メートル	メートル
3	4	32	住吉万代園瀬橋線	徳島市南昭和町四丁目67番1	徳島市南昭和町五丁目101番地先	16	199
3	4	30	昭和町大道線	徳島市南昭和町四丁目66番1	徳島市南昭和町四丁目68番4	16	78

都市計画法の制限内容について

■事業認可後の建築等の制限

(都市計画法第65条)

事業認可の告示後、事業地内において建築物の 建築等を行うときは徳島市長の許可が必要 ※原則として、事業の障害となるおそれのある行為は



市長の許可を受けなければならない行為

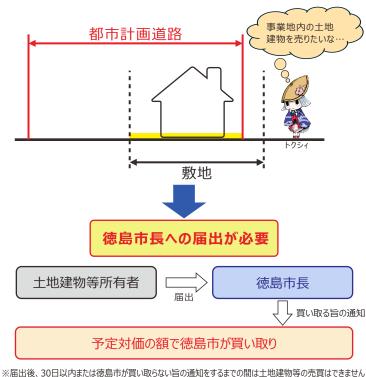
- ・土地の形質の変更(土地の形状を変更する行為全般のことであり、 例えば、宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為が該当)
- ・建築物の建築
- ・その他工作物の建設
- ・その重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積(容易に分割され、 分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く)



■土地建物等の先買い

(都市計画法第67条)

公告の日(R6.4.17)の翌日から起算して10日を 経過した後に、事業地内の土地建物等を売買しよう とするときは、徳島市長への届出が必要



徳島市 都市建設部 道路建設課

TEL:088-621-5331(用地担当)、5333(工事担当)

E-mail:doro_kensetu@city-tokushima.i-tokushima.jp

